

傷病鳥獣救護の現状と課題

1. 傷病鳥獣救護の現状

全都道府県に対するアンケートを実施し、傷病鳥獣救護の現状として以下の項目で整理した。

- ① 傷病鳥獣救護事業の民間移行について
- ② 傷病鳥獣救護事業に関する課題について
- ③ 傷病鳥獣救護事業の今後のあり方、行政上の位置づけ、国に対する要望等について

① 傷病鳥獣救護事業の民間移行について

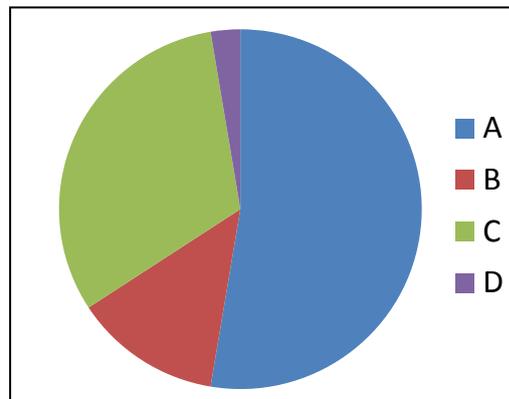
希少な種等を除く傷病鳥獣救護事業の民間への移行に関し、妥当性や可能性、受入機関の有無、課題等について自由記入形式で意見を求めたところ、40自治体から回答を頂いた。

ア. 民間移行の妥当性や可能性に関する意見

民間移行の方向の妥当性や可能性に関する意見は 38 自治体の回答に記述されていた。その概要は表 3-2-52 及び図 3-2-20 に示した。

表 3-2-52 救護事業の民間移行について

意見の概要	件数	図 20 凡例
民間移行を検討すべき。	20	A
民間移行は考えていない。	5	B
民間移行は困難。	12	C
その他	1	D



3-2-20 民間移行に関する意見

A の「民間移行を検討すべき」とする意見の中には、積極的に検討すべきとする意見の他に、行政のみでは実施不能という意見も含めた。「検討すべきだが実際には無理」という意見 2 件は C ではなく、ここに含めた。

B の「民間移行は考えていない」という回答には、鳥獣保護思想の普及のために実施しているとする回答や行政で実施すると県民に認識されているとする回答も含めた。積極的に行政が実施すべきという意見はなかった。

C の「民間移行は困難」とする意見のうち、理由が書かれていた 9 件中 7 件は傷病鳥獣救護には採算性がなく民間では費用負担が課題とし、2 件は受入機関がないと述べていた。

D の「その他」は保護管理の対象外の野生動物に人為を加えるべきではないとする意見で、これについては別途、次の問いの中でまとめた。

#### イ. 民間の受入機関の有無

受入機関の有無に関しては 14 自治体の回答に記述があった(表 3-2-53)が、ほとんどは受入機関がないか、限定的とする回答であった。

#### ウ. 民間移行に関する課題

民間移行に関する課題と考えられる記述は 23 自治体からあり、複数回答を含め、概要は表 3-2-54 の通りであった。

課題として一番多い意見は、傷病鳥獣救護は採算性がない、または経費がかかるため、財源措置が不可欠とする意見であった。人材や施設の必要性または単に受入機関がないとのみ記述されているものもこれに含めた。

違法飼養の防止が必要とする意見には行政の関与が必要という意見が 1 件、民間には終生飼養は認めるべきではないという意見が 1 件あった。

窓口が分かれると住民が判断しにくいという意見のうち 1 件は、住民には種の判定が難しいという内容であった。

その他の意見は、住民の理解・合意形成が必要、国による仕組み作りが必要、鳥獣保護思想の普及啓発として実施しているため行政の関与は必要、里親制度の設置が必要という意見が各 1 件ずつであった。

#### ② 傷病鳥獣救護事業に関する課題について

#### ③ 傷病鳥獣救護事業の今後のあり方、行政上の位置づけ、国に対する要望等について

これらの質問に対して自由記入形式で意見を求めたところ、「②課題について」が 38 自治体、「③今後のあり方、要望等について」が 26 の自治体から回答を頂いた。これらの内容には重複点もあるため、両質問の回答をまとめて整理した。

#### ア. 事業の課題と国への要請

事業の課題と国への要請の回答結果を表 3-2-55 に示した。なお、①の回答で傷病鳥獣救護事業の課題として書かれていて、②、③に記述のない場合にはそれもこの集計に加えた。

表 3-2-53 民間の受入機関の有無について

回答の概要	件数
受入機関はない	7
受入機関は限定的	5
民間への委託・ボランティア実施中	2

表 3-2-54 民間移行に関する課題(複数回答)

課題の概要	件数
財源措置・人材・施設等	20
違法飼養の防止	3
窓口が分かれると住民は判断しにくい	2
その他	4

表 3-2-55 傷病鳥獣事業の課題と国への要請等（複数回答）

自治体数	概要	具体的内容例（括弧内は件数）
14	傷病鳥獣救護の行政上の位置づけや対象種について整理・提示が必要	<p>&lt;自治体の位置づけ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政上の位置づけを明確にして欲しい(5)</li> <li>● 希少種の傷病鳥獣救護は国がやるべき(3)</li> <li>● 行政でやるものと位置づけて欲しい(1)</li> <li>● 行政の位置づけから救護をはずして欲しい(1)</li> </ul> <p>&lt;対象種の選定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象種選定の基準や指針を示して欲しい(8)</li> <li>● 希少種は少なく生物多様性保全上の意義が不明 (1)</li> </ul>
24	資金・施設・人材の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材・体制が課題(13)</li> <li>● 予算・経費確保が課題(12)</li> <li>● 予算・人員確保に国の支援が欲しい(6)</li> </ul>
15	一般市民の感情の問題、認識不十分、その向上のための普及啓発が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象種選定や自然の営み等に対する一般市民の理解不足、普及啓発が課題 (15)</li> <li>● 国も考え方について普及啓発をしてほしい(3)</li> </ul>
5	法規制関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内希少野生動植物種の安楽殺を可能に(2)</li> <li>● 違法飼養押収個体の取扱方針を示して欲しい(1)</li> <li>● 終生飼養では飼養登録の適用除外を(1)</li> <li>● 救護の運搬等では捕獲許可不要に(1)</li> </ul>
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症リスク・対策必要(2)</li> <li>● 県獣医師会との連携(1)</li> </ul>

#### イ. 傷病鳥獣救護の考え方について

①から③の回答において、傷病鳥獣救護のあり方・考え方について 19 自治体で記述があり、結果を表 3-2-56 及び図 3-2-21 に示した。

野生動物は自然のままとするべき、あるいは、人為的原因による傷病鳥獣のみ救護対象とすべき、とする意見が 9 自治体で記述されていた。

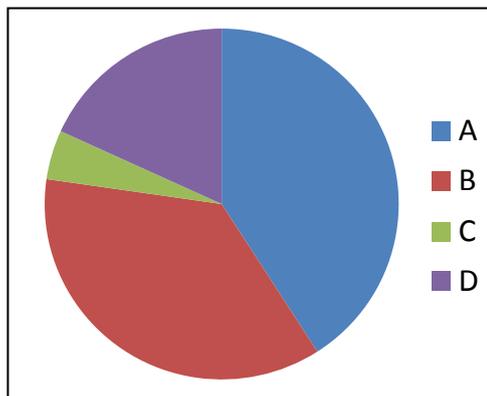
行政は希少な種のみを救護の対象とすべきとする意見は上記意見と重複も含めて 8 自治体で表明され、うち 3 自治体は国で対応すべきとしていた。

行政の対象種の検討が必要とした意見は、すべての傷病鳥獣に積極的救護を行う必要性について疑問を投げかける形の意見であった。

これらに対して、傷病鳥獣救護は鳥獣保護思想の普及啓発として実施しているとする記述が 4 自治体であり、うち 1 件は、このため一般種の救護も意義はあると記述していた。

表 3-2-56 傷病鳥獣事業の考え方（複数回答）

概要	件数	図 21 凡例
人為的なもののみとすべき	9	A
希少種のみ行政で実施すべき	8	B
行政の対象種の検討が必要	1	C
普及啓発として実施	4	D



図

3-2-21 傷病鳥獣事業の考え方

## 2. 傷病鳥獣救護の課題

アンケート調査結果を踏まえ、傷病鳥獣救護の課題を以下のとおりとりまとめた。

- ① 傷病鳥獣救護の目的
  - ・ 目的
  - ・ 効果
- ② 傷病鳥獣救護の実施体制
  - ・ 行政と民間の役割分担
  - ・ 他の鳥獣保護管理業務との連携
- ③ 傷病鳥獣救護事業の運用
  - ・ 種の選定
  - ・ 終生飼養
  - ・ ボランティアと民間団体との連携
  - ・ 普及啓発

< 傷病鳥獣救護の考え方（審議会における主な意見） >

（中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成 27 年 12 月 9 日）の参考資料 5-1 より）

- ・ 傷病鳥獣の積極的な救護を推進する部分と、生物多様性・感染症対策の観点から慎重に対応すべきとの部分の両論併記になっていて、基本的な指針としての明確性に欠ける。
- ・ どういう方向で救護を扱っていくかという検討が必要。救護の意味があるとすれば、絶滅のおそれのある種ではないか。
- ・ 日本獣医師会が作成した「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」では、抑制的で、統制のとれて、なおかつ生物多様性に効果のある野生生物救護について提言しているので、参考にすべき。
- ・ 生物多様性、種あるいは生態系を存続させていくことが必要であり、大きくかじを切っていくことが必要なのではないか。
- ・ 都道府県の対応に、非常に大きなばらつきがあると感じているので、環境省として、きちんとした方針を出していくべきなのではないか。